

都道府県における医療機能情報提供制度の準備状況

	都道府県知事への報告について		基本情報		全項目		
	都道府県名	回数	時期	インターネットを除く紙媒体等での公表	インターネット及び紙媒体等での公表	インターネットを除く紙媒体等での公表	インターネット及び紙媒体等での公表
1	北海道	1	6月	-	H19.12	-	H20.10
2	青森	1	未定	H20.3	H20.11	H20.3	H20.11
3	岩手	1	未定	-	H20.3	-	H20.8
4	宮城	1	10月	-	H20.2	-	H21.2
5	秋田	1	6月	-	H19.9	H20年度中	H20年度中
6	山形	1	2月(次年度以降は11月予定)	-	H20.3	-	H20.3
7	福島	1	2月	-	H20.3	-	H20.4
8	茨城	1	8月	-	H20.3	-	H21.3
9	栃木	1	10月～11月	-	H20.3	-	H20.3
10	群馬	1	8月	-	H20.1	-	H20.12
11	埼玉	1	未定	-	H20.3	-	H20.3
12	千葉	1	10月～11月	-	H20.3	-	H21.1
13	東京	1	12月(次年度以降は11月)	-	H20.3	-	H20.3
14	神奈川	1	1月(次年度以降は未定)	-	H20.3	-	H20.3
15	新潟	1	1月	-	H20.3	-	H20.3～6
16	富山	1	1月(次年度以降は6月)	-	H20.3	-	H20.3
17	石川	1	未定	-	H20.3	-	H21.3
18	福井	1	未定	-	H20.3	-	H20.12
19	山梨	1	未定	-	H20.3	-	H20.3
20	長野	1	1月(次年度は9月を予定、21年度以降は未定)	-	H20.3	-	H20.11
21	岐阜	1	5月(22年度以降。20、21年度は未定)	-	H20.3	-	H20年度中
22	静岡	1	2月(次年度以降は未定)	-	H20.3	-	H20年度中
23	愛知	1	10月	-	H20.3	-	H20.3
24	三重	1	10月	-	H20.3	-	H21.3
25	滋賀	1	10月	-	H20.3	-	H20年度中
26	京都	1	検討中	-	H20.3	-	H20年度中
27	大阪	1	未定	-	H20.3	-	H20年度中
28	兵庫	1	検討中	-	H20.3	-	H20年度中
29	奈良	1	2月	H20.3	H20年度中	-	H20年度中
30	和歌山	1	12月	-	H20.3	-	H21.3
31	鳥取	1	6月	-	H20.2	-	H20.2
32	島根	1	2月(次年度以降未定)	H20.3	H20.4	H20年度中	H20年度中
33	岡山	1	10月(次年度以降は未定)	-	H20.3	-	H20.3
34	広島	1	2月～3月	-	H20.3	-	H20年度中
35	山口	1	1月	-	H20.3	H20年度中	H20年度中
36	徳島	未定	未定	-	H15年度より公開	-	H20年度中
37	香川	1	12月	-	H19年度中	H19年度中	H20年度中
38	愛媛	1	未定	-	H19年度中	-	H20年度中
39	高知	1	2月(H20年度は9月、H21年度以降は5月)	-	H20.3	-	H20.3
40	福岡	1	12月	-	H20.3	-	H20.3
41	佐賀	1	2月(次年度以降も2月予定)	-	H20.3	-	H20年度中
42	長崎	1	11月	H16年度より公開	H21.3	H20.4	H21.3
43	熊本	1	2月(次年度以降は未定)	-	H20.3	H20年度中	H20年度中
44	大分	1	10月(H19年度は11月)	-	H20.3	-	H21.3
45	宮崎	1	2月(次年度以降は未定)	-	H20.3	-	H20.3
46	鹿児島	1	10月(次年度以降は未定)	H20.3	H21.3	-	H21.3
47	沖縄	1	1月(次年度以降は9月を予定)	-	H20.3	-	H20.9
				H19年度から開始		2団体	13団体
				H20年度から開始		5団体	34団体

※ 平成20年1月1日現在

医療機能情報提供制度における専門医に関する規定に係る
改正（案）について

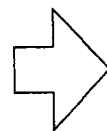
改正についての考え方

- 医療機能情報提供制度において、医療機関が都道府県に対して報告する事項として、広告可能な「専門医」を対象としている。
- 一方、医療広告規制においては、平成18年に行われた医療法改正に伴い、専門資格の対象を医師・歯科医師に限らず、それ以外の職種に拡大したところであるが、看護師の専門資格に係る届出が現にあったことから、医療機能情報提供制度においても、その対象を医師以外の広告可能な医療従事者に拡大する。
- なお、現行の報告事項は、告示において具体的な専門医名を個別に列挙する方式としているが、これを医療広告における厚生労働大臣に届出を行った団体により医療従事者の専門性について認定を受けたものを報告事項とする包括的な方式に改め、対象団体及び専門資格の追加に速やかに対応できるようにする。

改正の概要

【現行】

- 専門医の種類として、厚生労働大臣が定めるもの
- 専門医の名称を個別に列挙する方式
※具体的には
 - ・ 整形外科専門医（（社）日本整形外科学会が認定したものをいう。）
 - ・ 皮膚科専門医（（社）日本皮膚科学会が認定したものをいう。）
 - ・ …



【改正案】

- 医療従事者の専門性を有する者として、厚生労働大臣が定めるもの
- 公表できる対象を医療広告における厚生労働大臣に届出を行った団体により医療従事者の専門性に関する認定を受けた医療従事者とし、報告事項を包括的に定める。

医療機能情報提供制度における専門医に関する規定に係る改正（案）

現 行	改 正 案
<p>◎医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）抄 別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)</p> <p style="text-align: center;"><u>専門医の種類</u>として厚生労働大臣が定めるもの及び人数</p>	<p>◎医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）抄 別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)</p> <p style="text-align: center;"><u>医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性を有する者</u>として厚生労働大臣が定める者及び人数</p>
<p>◎医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項 （平成 19 年 3 月 26 日厚生労働省告示第 53 号）抄</p> <p>第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める<u>種類</u>は次のとおりとする。</p> <p>一 <u>整形外科専門医（社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。）</u></p> <p>二 <u>皮膚科専門医（(社)日本皮膚科学会が認定したものをいう。）</u></p> <p>三 <u>・・・</u></p>	<p>◎医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項 （平成 19 年 3 月 26 日厚生労働省告示第 53 号）抄</p> <p>第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める<u>者は、医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業等の業務又は病院等に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）第一条第二号に規定する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた医療従事者とする。</u></p>

参照条文等

- ◎ 医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項
(平成19年3月30日厚生労働省告示第108号) (抄)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨

イ 学術団体として法人格を有していること。

ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。

ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。

ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。

ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること。

ヘ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。

ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。

チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。

リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

- ◎ 医療広告ガイドライン(平成19年4月1日)第3の項第5号(7)法第6条の5第1項第7号関係 (抄)

イ 医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨

次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨を広告できるものであること。

① 専門性資格

a 広告告示第1条第2号イからリに掲げる基準を満たす団体が厚生労働大臣に届出を行った場合は、当該団体が認定するいわゆる専門医等の資格を有する旨を広告しても差し支えないこと。

b 専門性に関する認定を受けた旨を広告可能とする医療従事者の範囲は、法律により厚生労働大臣の免許を受けた医療従事者とし、具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士又は管理栄養士とする。

(以下略)

規制改革推進のための第2次答申について

規制改革推進のための第2次答申（抜粋）

平成19年12月25日
規制改革会議

【具体的施策】

ウ アウトカム情報の公開【平成19年度中に検討開始、平成20年度中に結論・一部措置、以降逐次拡大】

患者自らが、様々な医療機関を比較検討した上、最も自分に適した医療機関を選択することは、患者の権利であり、医療機関の情報公開を進めることは、この権利を行使するために必要不可欠である。

一方で、この情報公開により各医療機関は患者に選択されることを意識せざるをえず、また他の医療機関の発した情報と比較することは競争する為の必須の条件となろう。結果として、情報提供は、質の高い医療機関にとってのインセンティブになる。

平成18年の医療法改正により、医療機関は一定の情報について、都道府県へ報告することが義務付けられ、その報告された情報をもとに、平成20年度中には、都道府県がインターネットにて医療機関に関する幅広い情報を提供する体制が構築されるなど、情報公開が制度化された。しかしながら、この医療機能情報提供制度では、疾病毎の治癒率など患者の関心が高く、医療の質の向上に資するアウトカム情報については、その分析と情報提供の有無のみが報告対象とされ、アウトカム情報そのものについては報告が義務化されていない。

今後可及的速やかに、例えば十分な客観的データを有すると考えられる国立病院、特定機能病院、地域がん拠点病院などの大規模医療機関におけるアウトカム情報の公開を義務化し、以降、段階的に対象とする医療機関の範囲を拡大すること等について、早急に検討し結論を得て措置すべきである。併せて、医療機関におけるアウトカム情報の公表が促進されるよう、実施可能なインセンティブ策を検討すべきである。

規制改革会議委員名簿

議長	草刈隆郎	日本郵船株式会社代表取締役会長
議長代理	八田達夫	政策研究大学院大学学長
委員	有富慶二	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
	安念潤司	中央大学法科大学院教授
	翁百合	株式会社日本総合研究所理事
	小田原 榮	東京都八王子市教育委員長
	川上康男	株式会社長府製作所代表取締役社長
	木場弘子	キャスター・千葉大学特命教授
	白石真澄	関西大学政策創造学部教授
	中条 潮	慶応義塾大学商学部教授
	福井秀夫	政策研究大学院大学教授
	本田桂子	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク ・ジャパン ディレクター
	松井道夫	松井証券株式会社代表取締役社長
	松本 洋	アドベントインターナショナル 日本代表兼 マネジングパートナー
	米田雅子	慶応義塾大学理工学部教授 NPO法人建築技術支援協会常務理事

規制改革会議専門委員名簿

安心と豊かさの実現

[医療タスクフォース]

阿曾沼 元 博 国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授
長谷川 友 紀 東邦大学医学部教授

[福祉・保育・介護タスクフォース]

鈴木 亘 東京学芸大学教育学部准教授

[教育・研究タスクフォース]

浅見 泰 司 東京大学空間情報科学研究センター教授
戸 田 忠 雄 教育アナリスト

[住宅・土地タスクフォース]

浅見 泰 司 東京大学空間情報科学研究センター教授

[生活・環境タスクフォース]

細 田 衛 士 慶應義塾大学経済学部教授

地方の活力・地域生活の向上

[農林水産業タスクフォース]

大 泉 一 貫 宮城大学大学院事業構想学研究科研究科長
宮城大学事業構想学部教授
小 松 正 之 水産アナリスト
昆 吉 則 株式会社農業技術通信社代表取締役・「農業経営者」編集長
本 間 正 義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
盛 田 清 秀 日本大学生物資源科学部教授

国際競争力強化による成長加速

[貿易タスクフォース]

深 川 由起子 早稲田大学政治経済学術院教授

[金融タスクフォース]

森 下 哲 朗 上智大学法科大学院教授

機会均等の実現

[労働タスクフォース]

安藤 至大 日本大学大学院総合科学研究科准教授
和田 一郎 牛嶋・寺前・和田法律事務所弁護士

[海外人材タスクフォース]

井口 泰 関西学院大学大学院経済学研究科・経済学部教授
関西学院大学少子経済研究センター長

[ネットワーク産業タスクフォース]

田中 誠 政策研究大学院大学准教授
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所准教授

[競争政策・基準認証・法務・資格タスクフォース]

阿部 泰隆 中央大学総合政策学部教授・弁護士

[基本ルールタスクフォース]

大橋 豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授
山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

官業改革による国の歳出・資産削減

[官業改革タスクフォース]

大橋 豊彦 尚美学園大学総合政策学部教授

先進医療として認められている医療技術 に関する広告について

1 先進医療として認められている医療技術の取扱いについて

広告告示第2条第2号において、「評価療養（※）」の1つである先進医療については、その実施に関して地方社会保険事務局に対する届出（以下「届出」という。）を行っている保険医療機関において、評価療養として行う場合には、その内容等の広告が可能である。

このほか、先進医療として認められている医療技術（以下「先進医療」という。）について、保険診療と併用せずに自由診療として実施する医療機関が当該医療技術の内容等の広告を行うことの可否について、具体的な取扱いを整理すると以下のとおり。

※厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）により規定

（1）広告が認められない医療技術

先進医療を実施する医療機関として医療技術ごとに設定された一定の施設基準（以下「施設基準」という。）を満たしていない医療機関において実施される当該医療技術については、「評価療養と同一の検査、手術、その他の治療の方法」として広告はできない。

(2) 広告が認められる医療技術

施設基準を事実上満たす医療機関において実施される当該施設基準に係る医療技術については、「評価療養と同一の検査、手術、その他の治療の方法」として広告可能であるが、施設基準を満たしているかどうかについては、広告を行うに際し、関連告示等に照らして、十分な確認を行うことなどにより、確実に期す必要がある。

なお、図示すると以下のとおり。

	施設基準を満たさない医療機関において実施される医療技術	施設基準を満たす医療機関において実施される医療技術
届出を行っている医療機関において自由診療として実施される場合	—	広告可能
届出を行っていない医療機関において自由診療として実施される場合	広告不可	広告可能

2 その他

以上の取扱いについてはQ&Aで周知予定。

◎医療法第6条の5第1項第11号

第6条の5 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

(略)

- 11 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）

(以下略)

◎医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年3月30日厚生労働省告示第108号)(抄)

第2条 法第6条の5第1項第11号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

(略)

- 2 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)に規定する検査、手術その他の治療の方法

(略)

- 4 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付並びに公費負担医療に係る給付(以下「医療保険各法等の給付」という。)の対象とならない検査、手術その他の治療の方法のうち、第1号又は第2号の方法と同様の検査、手術その他の治療の方法(ただし、医療保険各法等の給付の対象とならない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。)

(以下略)

医療機関の名称について

1 医療機関の名称についての考え方

従来、医療機関の名称については、広告規制により限定的な取扱いを行ってきたが、平成18年に行われた医療法改正による広告規制の緩和に伴い、広告の一種として同様の取扱いとしている。具体的な取扱いについて整理すると以下のとおり。

(1) 名称として使用可能な範囲

治療方法、部位、診療対象者など法令及びガイドライン等により広告可能とされたものについては、医療機関の名称としても使用可能。

(使用可能な例)

ペインクリニック、腎透析クリニック、女性クリニック

(2) 引き続き名称として使用が認められないもの

法令及びガイドライン等において広告が禁止されているものについては、引き続き医療機関の名称に使用できない。

(具体例)

○虚偽にわたるもの

○他の医療機関と比較して優良であることを示すもの

○事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させるもの

○客観的事実であることを証明できない内容のもの 等

(認められない例)

不老不死病院、ナンバーワンホスピタル、無痛治療病院

2 その他

以上の取扱いについてはQ&Aで周知予定。